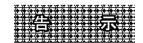


長野県報

10月28日 (木) 令 和 3 年 (2021年) 第250号

目 次

告 示	
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (6件) (森林づくり推進課)	2
公共測量の実施(2件)(建設政策課)	5
公共測量の終了(4件)(建設政策課)	5
災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の一部改正(建築住宅課)	7
令和元年10月12日に発生した令和元年台風第19号による災害に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の	
特例に関する要綱の一部改正(建築住宅課)	7
令和3年8月13日からの大雨による災害に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の特例に関する要綱の	
策定(建築住宅課)	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするた	
めの選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)	8
公告	
特定調達契約に係る落札者の決定(DX推進課デジタルインフラ整備室)	
随意契約の相手方の決定(医療政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	10
大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出(産業政策課)	11
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)	11
建設業の許可の取消し(建設政策課)	12
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	18
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課)	
特定調達契約に係る落札者の決定(医療政策課)	20



長野県告示第568号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塩2394の16、2402の10、2405の1、2414の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第569号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 諏訪市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

諏訪市(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて 縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第570号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北佐久郡御代田町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第571号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 諏訪郡富士見町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、富士見町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

富士見町(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士見町(次の図に示す部分に限る。)

- ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 かのトおりトナス

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて 縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第572号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 下伊那郡喬木村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦 覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第573号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 下伊那郡大鹿村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦 覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第574号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 木曽郡木曽町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 木曽町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。

報

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて 縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第575号

林野庁中部森林管理局長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の 規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

航空レーザ測量

2 作業期間

令和3年9月27日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

東御市、木曽郡王滝村

建設政策課

長野県告示第576号

国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量(基準点測量·水準測量)

2 作業期間

令和3年10月4日から令和4年2月25日まで

3 作業地域

伊那市、上伊那郡宮田村

建設政策課

長野県告示第577号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和3年6月7日から令和3年9月21日まで

3 作業地域

千曲市

建設政策課

長野県告示第578号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和3年6月7日から令和3年10月6日まで

3 作業地域

飯山市

建設政策課

長野県告示第579号

佐久穂町長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公 共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 (航空写真撮影)

2 作業期間

令和3年4月21日から令和3年9月30日まで

3 作業地域

南佐久郡佐久穂町

建設政策課

長野県告示第580号

麻績村長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共 測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量

空中写真撮影 (デジタル撮影・同時調整計算) 34.38 k ㎡

6 コース (地図情報レベル 1,000)

2 作業期間

令和3年4月9日から令和3年9月30日まで

3 作業地域

東筑摩郡麻績村

建設政策課

長野県告示第581号

災害復興住宅建設事業補助金交付要綱(昭和57年長野県告示第740号)の一部を次のように改正し、令和3年8月13日以 後の災害に対する災害復興住宅資金の融資に係る補助金から適用します。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

第2第1号中「災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項各号のいずれかに該当する」を「県内において住家が全壊 又は半壊する被害が発生した」に改める。

建築住宅課

長野県告示第582号

令和元年10月12日に発生した令和元年台風第19号による災害に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の特例に関する要綱(令和元年長野県告示第368号)の一部を次のように改正し、令和3年10月13日以降に独立行政法人住宅金融支援機構に対し申込みを行った機構資金に係る補助金から適用します。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

本文中「とする」を「とし、「災害復興住宅資金の償還開始時における年利率から控除した年利率」とあるのは、「災害復興住宅資金の償還開始時における年利率から控除した年利率(控除した年利率が 0.6 パーセントを超える場合にあっては、0.6 パーセントとする)」とする」に改める。

建築住宅課

長野県告示第583号

令和3年8月13日からの大雨による災害に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の特例に関する要綱を次のとおり定め、令和3年8月13日以後の災害に対する災害復興住宅資金の融資に係る補助金から適用します。

令和3年10月28日

長野県知事 阿 部 守 一

令和3年8月13日からの大雨による災害に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の特例に関する要綱

令和3年8月13日からの大雨により県内で住宅に被害を受けた者が、県内において独立行政法人住宅金融支援機構又は金融機関から災害復興住宅資金の貸付けを受けて行う災害復興住宅の建設等に要する経費に対する補助金に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱(昭和57年長野県告示第740号)第4の規定の適用については、同第4中「1.5パーセント未満の場合にあっては、1.5パーセント」とあるのは、「災害復興住宅資金の年利率から1.25パーセントを控除した率が0パーセントを下回る場合にあっては、0パーセント」と、「災害復興住宅資金の償還開始時における年利率から控除した年利率」とあるのは、「災害復興住宅資金の償還開始時における年利率から控除した年利率」とあるのは、「災害復興住宅資金の償還開始時における年利率から控除した年利率」とあるのは、「災害復興住宅資金の償還開始時における年利率が0.6パーセントを超える場合にあっては、0.6パーセントとする)」とする。

建築住宅課

長野県松本建設事務所告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年11月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年10月28日

長野県松本建設事務所長 藤 本 済

- 1 路 線 名 上竹田波田線
- 2 供用を開始する区間

松本市波田1521番の3地先から

松本市波田9945番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和3年10月28日

道路管理課

選告示第83号

別表中

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

令和3年10月28日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

	г		
34, 586		34, 598	
316, 162		316, 236	
110, 759		110, 808	
71, 952		71, 991	
45, 921		45, 947	
19, 228		19, 223	
43, 556		43, 562	
13, 546		13, 553	
19, 038		19, 046	
11, 701		11, 715	
18, 368		18, 378	
8, 948	を	8, 956	に改める。
17, 949		17, 924	
7, 650		7, 646	
6, 326		6, 323	
21, 511		21, 534	
18, 469		18, 483	
39, 653		39, 695	
20, 938		20, 926	
8, 283		8, 283	
27, 210		27, 213	
6, 694		6, 689	
22, 612		22, 612	
7, 488		7, 481	
8, 637		8, 646	
	316, 162 110, 759 71, 952 45, 921 19, 228 43, 556 13, 546 19, 038 11, 701 18, 368 8, 948 17, 949 7, 650 6, 326 21, 511 18, 469 39, 653 20, 938 8, 283 27, 210 6, 694 22, 612 7, 488	316, 162 110, 759 71, 952 45, 921 19, 228 43, 556 13, 546 19, 038 11, 701 18, 368 8, 948 ½ 17, 949 7, 650 6, 326 21, 511 18, 469 39, 653 20, 938 8, 283 27, 210 6, 694 22, 612 7, 488	34, 586 34, 598 316, 162 316, 236 110, 759 110, 808 71, 952 71, 991 45, 921 45, 947 19, 228 19, 223 43, 556 43, 562 13, 546 13, 553 19, 038 19, 046 11, 701 11, 715 18, 368 18, 378 8, 948 8, 956 17, 949 17, 924 7, 650 7, 646 6, 326 6, 323 21, 511 21, 534 18, 469 18, 483 39, 653 39, 695 20, 938 20, 926 8, 283 8, 283 27, 210 27, 213 6, 694 6, 689 22, 612 22, 612 7, 488 7, 481

選挙管理委員会